

児童ポルノ規制案（たたき台）

H23. 1. 31

1 目 的

児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、また一旦インターネットに流通すれば、その回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続くこととなるため、児童ポルノは絶対に許されるべきものではない。現在、児童ポルノの販売や提供目的の所持が法律で禁止されているが、京都府を含め全国で児童ポルノ事犯が増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にある。こうした状況を踏まえ、府民に児童ポルノを閲覧させない・入手させないよう条例で規制し、その需要を断つことで流通・拡散を防止し、児童ポルノ被害から児童の人権を保護することを目的とする。

2 基本的な考え方

法律で規制対象外とされている提供目的以外の児童ポルノの所持・取得について禁止するとともに、対象範囲を限定して廃棄命令や処罰の対象としていく。

3 規制対象

(1) 対象児童年齢

	18歳未満 (児童ポルノ規制法)	16歳未満 (女児の許婚年齢)	15歳未満 (義務教育以下)	13歳未満 (刑法の強制わいせつ・強姦)
画像からの判断	×：困難	×：困難	△：一部可能	○：概ね可能

(2) 規制対象画像

① 児童ポルノ規制法第2条第3項に定める「児童ポルノ」

- 1号：児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2号：他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3号：衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

② 上記以外で児童に対するわいせつ行為が写っているもの

- 児童に対するわいせつ行為が写っているものであって性欲を興奮させ又は刺激するもの（例：衣服や顔に精液をかける行為等）

(3) 取得・所持の範囲

	犯罪立証性（本人の意思等）		備 考
	写 真	電磁的記録	
取 得	×：領収書等が残りにくい	○：PCに履歴が残りやすい	無償の場合、送りつけ等の冤罪の危険あり
単純所持	○：現場確認が容易	△：現場確認が困難	提供目的の所持は、法規制あり

※職業上行う場合など正当な理由がある場合は、規制対象から除外

4 規制内容

◆対象児童年齢			
	単なる禁止 (罰則なし)	廃棄命令 (命令に従わない場合は罰則あり)	直 罰 (命令なしで直ちに罰則適用)
案の1	18歳未満		
案の2	18歳未満		13歳未満
案の3	18歳未満	16歳未満	13歳未満

+

◆対象画像形態			
	単なる禁止	廃棄命令	直 罰
案の①	児童ポルノ規制法第2条第3項に定める「児童ポルノ」 1号：性交又は性交類似行為に係る児童の姿態 2号：性器等を触る行為に係る児童の姿態 3号：衣服の全部又は一部をつけない児童の姿態		
案の②	3号：右記以外	1号・2号・3号 (3号は、全裸及び 性器露出に限る)	1号・2号
案の③	3号	1号・2号	

※単なる禁止に、児童に対するわいせつ行為画像を追加(有・無)

+

◆取得・所持の範囲			
	単なる禁止	廃棄命令	直 罰
案のA	有償・無償を問わない取得・所持		
案のB	有償・無償を問わない取得・所持		有償・無償を問わ ない取得のみ
案のC	有償・無償を問わない取得・所持		有償取得のみ

※正当な理由がある場合は、規制対象から除外

5 罰則内容

	罰 則 内 容	根拠等
最低ライン	▷30万円以下の罰金又は拘留、科料	奈良県条例：子どもポルノ所持等の禁止
↓	▷1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	京都府条例：淫行及びわいせつ行為の禁止
理論上の上限	▷2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	地方自治法：罰則の上限
現行規制	▷3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	児ポ規制法：児童ポルノの提供等

6 適用上の注意

権利の不当侵害、本来の目的を逸脱した濫用を禁止する文言を条例に規定